

令和5年

三好市教育委員会5月定例会

日時 令和5年5月23日(火)午後2時00分
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和5年三好市教育委員会5月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和5年三好市教育委員会4月定例会会議録の承認について

4 議案

第11号 令和4年度井川運動公園（仮称）整備工事の変更請負契約について

第12号 令和5年度6月補正予算案について

第13号 三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会への諮問について

第14号 三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

第15号 三好市立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について

第16号 三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和5年4月26日 ～ 令和5年5月22日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
ジオパーク推進協議会役員会	5/10	総合体育館	
四国都市教育長連絡協議会総会	5/12	愛媛県西予市	※
池田地区婦人会総会	5/14	中央公民館	
市教委学校訪問	5/15・17・18	各学校	※
櫛生小学校保護者説明会	5/18	櫛生小学校	
三好市文化協会総会	5/19	中央公民館	

行事予定

学校長ヒアリング	5/24(水)・25(木)	9:00～	教育委員会室
戦没者追悼式	5/25(木)	10:00	総合体育館
青少年補導員会総会・研修会	5/25(木)	15:00	//
ジオパーク定期総会	5/26(金)	13:00	//
三好市婦人団体連合会総会	5/27(土)	13:00	中央公民館
チャレンジデー2023	5/31(水)	7:00	市内一円
議会(開会)	6/1(木)	10:00	本庁
議会(一般質問)	6/12(月)・13(火)・16(金)	10:00	//
議会(文教厚生委員会)	6/20(火)	10:00	//
市民大学講座(開講式)	6/17(土)	13:30	総合体育館
三好地区租税教育推進協議会総会	6/19(月)	15:00	池田税務署
議会(閉会)	6/27(火)	10:00	本庁
定例教育委員会	6/22(木)	13:00	教育委員会室

議案第 11 号

令和 4 年度井川運動公園（仮称）整備工事の変更請負契約について

令和 5 年三好市議会 6 月定例会議に提出される、令和 4 年度井川運動公園（仮称）整備工事の請負契約について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

令和 4 年度 井川運動公園（仮称）整備工事の請負契約について
（省 略）

議案第12号

令和5年度6月補正予算案について

令和5年三好市議会6月定例会議に提出される令和5年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める。

令和5年5月23日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

- 1 補正予算内容
(省略)

議案第13号

三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会への諮問について

令和6年度より使用する教科用図書に関する審議について、学校教育法第34条第1項及び第49条並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項及び第5項並びに令和6年度使用教科用図書に係る徳島県教育委員会の基本方針に基づき次のとおり諮問する。

令和5年5月23日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

- 1 諮問の相手方
三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会
- 2 諮問の内容
(省 略)

議案第14号

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則について

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月23日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立学校管理規則の一部を改正する規則

三好市立学校管理規則(平成18年三好市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
	<p data-bbox="805 667 885 1093"><u>第7章 共同学校事務室 (共同学校事務室の設置等)</u></p> <p data-bbox="901 123 1029 1093"><u>第46条 教育委員会は、学校運営への支援を行うため、複数の学校に係る事務を共同処理させる組織として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4の規定に基づき、共同学校事務室を置く。</u></p> <p data-bbox="1045 123 1125 1093"><u>2 共同学校事務室の名称及び構成する学校は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 123 1276 1093"><thead><tr><th data-bbox="1141 604 1181 1093">名称</th><th data-bbox="1141 123 1181 604">構成する学校</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1189 604 1228 1093">三好西部共同学校事務室</td><td data-bbox="1189 123 1228 604">山城中学校、山城小学校、下名小学校、西祖谷中学校、櫛生小学校</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1292 347 1332 1093"><u>3 共同学校事務室は、次に掲げる事務を処理する。</u></p> <p data-bbox="1340 470 1380 1093"><u>(1) 予算及び財務の管理に関すること。</u></p>	名称	構成する学校	三好西部共同学校事務室	山城中学校、山城小学校、下名小学校、西祖谷中学校、櫛生小学校
名称	構成する学校				
三好西部共同学校事務室	山城中学校、山城小学校、下名小学校、西祖谷中学校、櫛生小学校				

(2) 教職員の人事事務、給与及び諸手当に関すること。

(3) 教職員の旅費に関すること。

(4) 児童及び生徒の学務に関すること。

(5) 文書及び情報の管理に関すること。

(6) 関係機関との連絡調整及び渉外に関すること。

(7) 職場内研修を活用した人材育成に関すること。

(8) 構成する学校間の業務支援に関すること。

(9) 学校運営に関すること。

(10) 教育委員会から委任を受けた事務

(11) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が共同学校事務室に
おいて共同処理することが適当と認める事務

4 前3項に定めるもののほか、共同学校事務室の組織、運営等に関し
必要な事項は、別に定める。

第7章 施設、設備の管理

(施設設備の整備保全)

第46条 略

(学校施設の使用許可)

第47条 略

(使用許可の範囲)

第48条 略

(使用許可の期間)

第49条 略

(許可の条件)

第50条 略

第8章 施設、設備の管理

(施設設備の整備保全)

第47条 略

(学校施設の使用許可)

第48条 略

(使用許可の範囲)

第49条 略

(使用許可の期間)

第50条 略

(許可の条件)

第51条 略

(使用料)

第51条 略

(使用許可の手續)

第52条 略

2 前項の規定は、第47条第2項の使用期間を更新する場合について準用する。

(使用目的等の変更)

第53条 略

(使用施設の返還)

第54条 略

(施設設備の亡失、き損)

第55条 略

(施設設備の管理に関する表簿)

第56条 略

(防火・防災・学校安全)

第57条 略

(日直及び宿直)

第58条 略

第8章 表簿及び文書の取扱い

(表簿)

第59条 略

(表簿の電子化)

第60条 略

(使用料)

第52条 略

(使用許可の手續)

第53条 略

2 前項の規定は、第48条第2項の使用期間を更新する場合について準用する。

(使用目的等の変更)

第54条 略

(使用施設の返還)

第55条 略

(施設設備の亡失、き損)

第56条 略

(施設設備の管理に関する表簿)

第57条 略

(防火・防災・学校安全)

第58条 略

(日直及び宿直)

第59条 略

第9章 表簿及び文書の取扱い

(表簿)

第60条 略

(表簿の電子化)

第61条 略

(文書の取扱い)
第61条 略

(文書の取扱い)
第62条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第15号

三好市立小中学校共同学校事務室運営規程の制定について

三好市立小中学校共同学校事務室運営規程を次のように定める。

令和5年5月23日提出

三好市教育委員会教育長

竹内 明裕

三好市立小中学校共同学校事務室運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、学校運営に係る業務の効果的かつ効率的な連携を支援し、学校事務の適正かつ円滑な執行、事務機能の強化及び事務処理体制の確立を図ることにより、学校教育の充実を目指すために三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する共同学校事務室の組織、運営等について、三好市立学校管理規則(平成18年三好市教育委員会規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 共同学校事務室は、三好市立学校管理規則第46条第2項の表に定める構成する学校の事務職員をもって構成する。

2 教育委員会は、共同学校事務室の拠点校を指定するものとする。

3 共同学校事務室に、室長、副室長及び室員を置く。

4 室長は、拠点校の事務室長をもって充てるものとし、徳島県教育委員会の同意を得て、教育委員会が任命する。ただし、当該拠点校に事務室長がない場合は、教育委員会が適当と認める者を、徳島県教育委員会の同意を得て、教育委員会が任命する。

5 副室長は、構成する学校の室員の中から教育委員会が任命する。

(室長及び副室長の職務)

第3条 室長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 教育委員会並びに小学校及び中学校の校長会との連携
- (2) 会議の開催及び情報共有
- (3) 共同学校事務室の業務の企画及び立案並びに室員の業務分担
- (4) 室員の事務処理の標準化
- (5) 室員の資質向上及び服務管理
- (6) 共同学校事務室及び室員の評価
- (7) 予算編成その他の学校運営に関する指導助言
- (8) 共同学校事務室運営計画及び共同学校事務室実施記録の作成及び報告
- (9) その他共同学校事務室において処理する業務を円滑に実施するため必要と認められる職務

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、その務を代理する。

(室長、副室長及び室員の身分)

第4条 共同学校事務室の室長、副室長及び室員は、それぞれの所属する学校においてその職務を行うものとする。

2 教育委員会は、共同学校事務室の室長、副室長及び室員が当該共同学校事務室を構成する他の学校事務職員を兼ねる必要があると認める場合は、徳島県教育委員会に内申するものとする。

(守秘義務)

第5条 共同学校事務室の室長、副室長及び室員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 児童、生徒、保護者、教職員等に係る個人情報の取扱いについては、三好市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年三好市条例第1号)に定めるところによる。

(共同学校事務室運営委員会)

第6条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、共同学校事務室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、教育委員会の代表者、室長、副室長で構成する。

3 運営委員会の会議は、必要に応じて教育委員会が召集する。

(学校事務連絡会)

第7条 室長は、事務グループと定期的に連絡会を開催し、情報交換や事務の効率化及び学校経営改善等のための取組を効果的に行うために協議する。

2 連絡会の召集及び運営は、学校教育課が行う。

(学校事務連携推進協議会)

第8条 小学校及び中学校の運営業務の連携を図るため、学校事務連携推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

2 推進協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 教育委員会教育次長(以下「教育次長」という。)

(2) 学校教育課長

(3) 学校教育課学校事務担当者

(4) 小学校及び中学校代表校長

(5) 室長、副室長並びに学校事務グループリーダー及びサブリーダー

(6) その他教育委員会が必要と認める者

3 推進協議会に会長を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、推進協議会の会務を総理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、学校教育課長がその職務を代理する。

5 推進協議会の事務局は、学校教育課に置く。

6 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は必要に応じて会長が召集し、次に掲げる事項を協議する。ただし、会長が会議を招

集する時間的余裕がない場合やその他やむを得ない理由のある場合は、協議の概要を記載した書面を委員に送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

- (1) 事務の効率化に関すること
- (2) 学校運営の支援に関すること
- (3) その他学校経営改善等に関すること

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第16号

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令について

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月23日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令

三好市立小中学校事務グループ実施要綱(平成24年三好市教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後													
<p>(学校事務グループの編成)</p> <p>第2条 学校事務グループは、次のグループを編成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事務を所掌する学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三野グループ</td> <td>三野中学校、芝生小学校、王地小学校</td> </tr> <tr> <td>井川・池田グループ</td> <td>井川中学校、辻田中学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校</td> </tr> <tr> <td>山城・祖谷グループ</td> <td>山城中学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校、西祖谷中学校、榎生小学校</td> </tr> </tbody> </table>		名称	事務を所掌する学校	三野グループ	三野中学校、芝生小学校、王地小学校	井川・池田グループ	井川中学校、辻田中学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校	山城・祖谷グループ	山城中学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校、西祖谷中学校、榎生小学校	<p>(学校事務グループの編成)</p> <p>第2条 学校事務グループは、次のグループを編成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事務を所掌する学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三好市学校事務グループ</td> <td>三野中学校、芝生小学校、王地小学校、井川中学校、辻田中学校、西井川小学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校、三縄小学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校</td> </tr> </tbody> </table>		名称	事務を所掌する学校	三好市学校事務グループ	三野中学校、芝生小学校、王地小学校、井川中学校、辻田中学校、西井川小学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校、三縄小学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校
名称	事務を所掌する学校														
三野グループ	三野中学校、芝生小学校、王地小学校														
井川・池田グループ	井川中学校、辻田中学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校														
山城・祖谷グループ	山城中学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校、西祖谷中学校、榎生小学校														
名称	事務を所掌する学校														
三好市学校事務グループ	三野中学校、芝生小学校、王地小学校、井川中学校、辻田中学校、西井川小学校、池田中学校、箸蔵小学校、池田小学校、白地小学校、馬路小学校、三縄小学校、東祖谷中学校、東祖谷小学校														
<p>(組織)</p> <p>第3条 学校事務グループは、グループリーダー(以下「リーダー」という)、副グループリーダー(以下「副リーダー」という)及びグループに所属する事務職員(以下「グループ員」という)をもって構成</p>		<p>(組織)</p> <p>第3条 学校事務グループは、グループリーダー(以下「リーダー」という)、サブグループリーダー(以下「サブリーダー」という)及びグループに所属する事務職員(以下「メンバニ」という)をもって構成</p>													

する。

2 略

3 副リーダーは、当該学校事務グループから三好市教育委員会教育長(以下「教育長」という)が選定する。

(職務)

第4条 各事務グループに置かれるリーダーの職務は、事務職員の標準的な職務に加えて、特に次に掲げる職務を担うこととする。

(1) 略

(2) 事務グループに所属する事務職員に対し、学校事務全般に関する指導助言及び支援を行う。

(3) 略

(4) 事務グループに所属する事務職員の経験や地域の実情等に応じて研修計画を企画・立案し、実施する。

(5) 略

2 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理するとともに、事務を処理する。

3 グループ員は、事務を処理する。

4 リーダーの中から総括リーダーを選出する。総括リーダーは、三好市内のグループを代表し、三好市教育委員会及び校長会との連絡調整を行う。

(グループ業務形態)

第5条 事務グループの構成員は、当該グループに所掌する学校の学校事務を処理するものとする。

成する。

2 略

3 サブリーダーは、当該学校事務グループからリーダーが指名する。

(職務)

第4条 各事務グループに置かれるリーダーの職務は、事務職員の標準的な職務に加えて、特に次に掲げる職務を担うこととする。

(1) 略

(2) 事務グループに所属するメンバーに対し、学校事務全般に関する指導助言及び支援を行う。

(3) 略

(4) 事務グループに所属するメンバーの経験や地域の実情等に応じて研修計画を企画・立案し、実施する。

(5) 略

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理するとともに、事務を処理する。

3 メンバーは、事務を処理する。

4 リーダーは、三好市内のグループを代表し、三好市教育委員会及び校長会との連絡調整を行う。

(グループ業務形態)

第5条

2 略

3 略

(学校事務グループリーダー連絡会)

第6条 三好市内のリーダーは、定期的に連絡会を開催し、各グループの情報交換や事務の効率化及び学校経営改善等のための取組を効果的に行うために協議する。

2 略

(学校事務グループ推進協議会)

第7条 事務グループの運営を円滑にし、学校運営を推進及び支援するため、学校事務推進協議会(以下「協議会」という)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 教育委員会教育次長(以下「教育次長」という)

(2) 学校教育課長

(3) 学校教育課学校事務担当者

(4) 小学校及び中学校代表校長

(5) 各リーダー及び副リーダー

3 協議会に会長を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、協議会の会務を総理する。会長事故ある時は、学校教育課長がその職務を代理する。

5 協議会の事務局は、学校教育課に置く。

6 協議会の会議(以下「会議」という)は、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を協議する。ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、協議の概要を記載した書面を委員に送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

略

2 略

(学校事務連絡会)

第6条 リーダーは、共同学校事務室と定期的に連絡会を開催し、情報交換や事務の効率化及び学校経営改善等のための取組を効果的に行うために協議する。

2 略

(学校事務連携推進協議会)

第7条 小学校及び中学校の運営業務の連携を図るため、学校事務連携推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

2 推進協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 教育委員会教育次長(以下「教育次長」という。)

(2) 学校教育課長

(3) 学校教育課学校事務担当者

(4) 小学校及び中学校代表校長

(5) リーダー、サブリーダー並びに共同学校事務室長及び副室長

(6) その他教育委員会が必要と認める者

3 推進協議会に会長を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、推進協議会の会務を総理する。会長に事故あるときは、会長が欠けたときは、学校教育課長がその職務を代理する。

5 推進協議会の事務局は、学校教育課に置く。

6 推進協議会の会議は必要に応じて会長が召集し、次に掲げる事項を協議する。ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がない場合やその他やむを得ない理由のある場合は、協議の概要を記載した書面を委員に送付し、審議することをもって会議に代えることができ

- (1) グループによる事務の効率化に関すること。
- (2) グループによる学校運営の支援に関すること。
- (3) その他事務の効率化及び学校経営改善等に関すること。

(実施計画書及び報告書の作成)

第8条 リーダーは、年度当初に業務実施計画書(様式第1号)を作成し、推進協議会において推進委員の承認を得なければならぬ。

2 総括リーダーは、前項の承認を得たときは、各グループ内の学校長に対し、業務実施計画書を送付するものとする。

3 略

る。

- (1) 事務の効率化に関すること。
- (2) 学校運営の支援に関すること。
- (3) その他学校経営改善等に関すること。

(実施計画書及び報告書の作成)

第8条 リーダーは、年度当初に業務実施計画書(様式第1号)を作成し、なければならぬ。

2 リーダーは、当該グループに所掌する学校の校長に対し、業務実施計画書を送付するものとする。

3 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。